

指定出資法人の役員報酬制度の審議の視点

1 点検・評価方法について

- 以下の3つの視点に基づき、法人ごとに役員の職務・職責等を評価することにより、各法人の役員報酬基準について点検を行う。

① 役員としての日々の職務内容について

役員としての日常の職務における難易度の高さや法人運営上の管理スパンの広さ、職務を執行する上で求められる専門性の有無といった観点から日々の職務内容における職責を判断。

② 役員としての重要課題、ミッションについて

府の財政再建プログラム（案）や財政構造改革プラン（案）、行財政改革推進プラン（案）、大阪府行政経営の取組みにおける法人改革への対応や法人事業を取り巻く外的環境の変化等への対応など、法人運営上の喫緊の重要課題の有無やそのボリューム、難易度の高さといった観点から役員の職責を判断。

③ 役員としての法人運営上の経営判断の自由度、リスクについて

府の施策を補完する役割を担う出資法人の特性から、法人事業等の実施にあたっても府の関与が必要となるため、法人経営を行っていく上での役員の経営判断の自由度や責任についても一定の制限が生じているケースがある。そのため、各法人における法人経営の自由度の高さや役員としての責任・リスクの高さといった観点から役員の職責を判断。

2 報酬基準の水準の適否について

【現報酬基準】

- ◆ **1,050万円（評価点10点以上）を上限に、1点につき50万円ずつの差とし、基準額を設定**

○ 他県外郭団体との比較（参考資料1）

・報酬基準（額）自体には大きな増減なし。

○ 国の独立行政法人等との比較（参考資料2）

・独立行政法人等においては国家公務員の給与水準を参考としている法人が多く、**H26**年度以降は人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に連動し、増加している。

・府指定出資法人のトップ（基準額）**H29**年度の平均額と比較すると、独立行政法人（法人の長）で約**2.1**倍、特殊法人（法人の長）で約**2.9**倍。

（府指定出資法人トップ（府OB）の基準額 平均：**908**万円）

○ 民間との比較（参考資料3）

・社長、専務・常務取締役の年間報酬は、従業員規模**100**人未満、資本金**3**千万円未満、**3～5**千万円未満の企業、その他製造業及び不動産業の常務取締役の報酬を除くすべての規模・役職で、府指定出資法人トップの報酬最高額（**1,050**万円）を上回っている。

・しかし、民間企業の役員報酬は、一般社員給与のような、いわゆる世間相場というものがなく、企業・業界によって大きく金額にばらつきがみられる。

○ 大阪市との比較（参考資料 4）

・大阪市のトップの報酬額は、1,000 万円・900 万円・800 万円。（大阪府と同水準）

3 法人のトップとその他役員の格差について

○ 法人代表者と専務・常務クラスの差について、従前より次のとおりとしている。

※法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役は報酬基準より報酬額を 20%引下げ

※法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役で代表権を有する、若しくは代表者に準じている等の職については報酬基準より報酬額を 10%引下げ

※法人のトップが非常勤の場合、専務理事、常務理事は報酬基準より報酬額を 5 %引下げ

○ 大阪市 専務・常務：20%引下げ、理事・取締役：30%引下げ（参考資料 4）

4 公募により就任した役員の報酬のあり方について

【平成 28 年 11 月意見書_P6 抜粋】

- u 指定出資法人の役員報酬額は、当該ポストの職責に着目しつつ決定されていることを勘案すると、公募を実施する場合に限り、基準額を上回るということは妥当性を欠く。
- u このため、役員公募を行ったポストの報酬額についても基準額どおりとするべきである。

○ これまでの公募において、民間からの応募が少ないケースがある。

○ 民間からの応募が少ない要因として、報酬が低いことが影響しているとの意見を述べる法人もある。

○ 現在の報酬基準が、公募における民間からの応募を阻害する要因となっているか検証するため、公募において民間出身者が就任した場合には法人が決定した報酬額を適用することを認める運用とし（府 OB については引き続き基準の対象）、次回点検時に効果検証をし、審議会に諮ることを前提に実施することを検討。

5 報酬基準の適用時期について

【平成 28 年 11 月意見書_P6 抜粋】

- u 前回の意見書（平成 26 年 2 月）において、報酬基準の見直しについては、3 年程度を目安として定期的に点検を行っていきとしてきたことから、経過措置は設けず、平成 29 年度より報酬基準を改正するべきであると考え。
- u なお、在任中の役員のうち、公募により就任した役員の報酬額の減額については、現報酬額が公募条件であったことから、現任期中は現行報酬基準額を適用し、再任された場合、新基準額を適用することが妥当である。

○ これまでと同様、経過措置は設けず、令和 2 年度より報酬基準を適用すべきか。